

令和7年

公告第330号

一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和7年6月16日

北秋田市長 津谷 永光

1 入札に付する事項

- (1) 工事番号 下水鷹第6号
- (2) 工事名 機器更新工事（鷹巣浄化センターその2）
- (3) 工事場所 北秋田市鷹巣字小沼19 地内
- (4) 工事概要 1. 脱水機室給気ファン更新 N=1式

※ 本工事の詳細については、設計書、仕様書等により必ず自身で確認すること。

- (5) 工事期限 令和7年12月1日

2 入札参加資格に関する要件

- (1) 令和7・8年度北秋田市建築工事入札参加者資格名簿に登載された者のうち、「機械器具設置工事」の登録のある大館市、能代市、北秋田市に本社又は営業所を有する業者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4及び北秋田市財務規則（平成17年規則第38号）第102条第1項の規定により本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 北秋田市建設工事入札制度実施要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 建築業法第3条第1項第2号に規定する「機械器具設置工事」の建設業の許可を得ているものであること。
- (5) この工事に対応する建設業法の許可業種に係る主任技術者を施工現場に配置できる者であること。ただし、契約金額が4,500万円（建築一式の場合は9,000万円）以上となる場合にあっては、施工現場ごとに専任の主任技術者を配置できる者であること。なお、下請負契約の請負代金の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円以上）以上（特定建設業者に限る。）となる場合にあっては、主任技術者に代えて専任の監理技術者を配置できる者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生

法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、**令和 7 年 6 月 16 日から令和 7 年 6 月 24 日まで**（ただし、市役所開庁日に限る。）の午前 9 時から午後 5 時までに下記の書類を北秋田市財務部財政課に提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、郵送又は電送による申請は受け付けない。また、提出書類の様式は、北秋田市ホームページから入手すること。

（1） 提出書類

ア 入札参加申込書 （様式第 1 号）

イ 誓約書 （様式第 3 号）

（2） 入札参加資格を有すると確認された者には、**令和 7 年 6 月 26 日**までに一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。

4 入札参加資格の喪失

入札参加資格を有するとの確認を受けた者が、提出書類について虚偽の記載をしたときは入札に参加することができない。

5 入札に必要な書類を示す場所等

（1） この業務に係る設計図書の閲覧及び貸出しへは、**令和 7 年 6 月 16 日から令和 7 年 7 月 1 日まで**（ただし、市役所開庁日に限る。）北秋田市役所本庁舎 2 階閲覧室において行う。なお、設計図書に対する質問があるときは、**令和 7 年 6 月 24 日正午まで**に書面で北秋田市財務部財政課に提出しなければならない。

（2） 前号の質問については、**令和 7 年 6 月 26 日**までに書面で回答する。

6 現場説明の日時及び場所

実施しない

7 入札及び開札の日時及び場所

令和 7 年 7 月 2 日 午前 10 時 00 分

北秋田市交流センター 第 1 研修室（北秋田市材木町 2-2）

8 入札方法等

（1） 郵送による入札は、認めない。

（2） 入札回数は、予定価格を事前公表しているものについては 1 回、事後公表としているものについては 3 回を限度とする。ただし、2 者以上で再度入札における競争性が確保できると認められる場合、入札を執行する。

（3） 入札に際しては、一般競争入札参加資格確認通知書を提示しなければ、入札に参加することができない。

（4） 入札時間に遅れたときは、入札に参加することができない。

9 入札保証金

入札参加者は、その見積契約金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を入札前に納めなければならない。ただし、次に掲げる場合は入札保証金を免除する。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 入札参加者が過去 2 年間に市、国（公団等を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、前号に準ずるものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

10 契約保証金

契約者は請負代金額の100分の10以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

- (1) 契約者が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定に基づき、財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 500 万円未満の工事請負契約を締結するとき。

11 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度

本入札においては、**最低制限価格制度を適用する。**

12 予定価格

3,597,000円（うち消費税及び地方消費税の額327,000円（本件は10%で算出））

13 入札の無効に関する事項

この公告において定める資格要件を満たさない者が行った入札、提出書類について虚偽の記載をした者が行った入札並びに北秋田市財務規則第110条に該当する入札は、無効とする。

14 落札の無効に関する事項

落札の通知を発した日から 7 日以内に契約（議会の議決に付すべきものについては、仮契約）を締結しなかったときは、その落札の効力は無効とする。ただし、落札者が契約締結に応じられないやむを得ない事由があると認められる場合は、この限りでない。

15 前金払

- (1) 契約者は、保証事業会社と前払法第 2 条第 5 項に規定する保証契約を締結し当該保証契約書（以下「保証証書」という。）を寄託した場合は、約定により前金払を請求することができる。
- (2) 前項の前金払の支払額は、請負代金額の 10 分の 4 以内の金額とする。

- (3) 前金払をした後に設計変更等の理由により契約金額を増額しても、前金払の額は増額しないものとする。ただし、当該契約金額の増額が著しく多額である場合で、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。
- (4) 契約者は、(1)の規定による前金払の支払いを受けた工事が次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合は、前金払対象経費について、請負代金額に10分の2を乗じて得た金額の範囲内の額を発注者に請求することができる。
- ① 工期の2分の1を経過していること。
 - ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施するべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当すること。
- (5) 前項の規定により請求する前金払の額と、(1)の規定により請求し支払いを受けた前金払の額との合計額は、請負代金額に10分の6を乗じた額を超えることができない。

16 その他

前各項に定めるもののほか、北秋田市財務規則の定めるところによる。